

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 小川町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	5	4	120,200	6	1,200	0	119,000
1	80	キシレン	7	1	521,100	2	1,200	0	519,900
1	281	トリクロロエチレン	1	8	6,100	9	6,100	0	0
1	300	トルエン	6	3	971,130	1	1,130	0	970,000
1	355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1	8	15,000	8	15,000	0	0
1	384	1-ブロモプロパン	1	8	1,700	10	1,700	0	0
1	392	ヘキサン	5	4	373,520	4	520	0	373,000
1	400	ベンゼン	4	6	66,000	7	0	0	66,000
1	453	モリブデン及びその化合物	1	8	1,400	12	1,400	0	0
1	627	ジエチレングリコールモノブチルエーテル	1	8	780	13	780	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	7	1	520,300	3	700	0	519,600
1	731	ヘプタン	4	6	139,000	5	0	0	139,000
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	8	1,500	11	1,500	0	0
合計			—	—	2,737,730	—	31,230	0	2,706,500

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。